

# 史跡 鹿児島城跡保存活用計画



令和 8 年 3 月

鹿児島県



## 序

「城山」や「鶴丸城」の名で親しまれている「鹿児島城跡」は、南九州を代表する近世城郭です。

鹿児島城跡は、昭和6年6月に山城部分が「城山」という名称で国の天然記念物及び史跡に指定されました。昭和28年9月には、麓の本丸の堀と石垣、御楼門部分、私学校跡石塀が本県の史跡に指定され、その後、令和2年3月には、本丸跡に新たな鹿児島のシンボルとして、鶴丸城御楼門が官民連携により復元されました。

鹿児島城跡では、近年の石垣修復や御楼門建設に伴う発掘調査により、庭園遺構や能舞台跡、西南戦争の弾痕など、多くの発見がありました。これらの調査成果が評価され、令和5年3月には、山城部分と、その麓の本丸、二之丸の一部が一体となって国の史跡に指定され、史跡の名称も「城山」から「鹿児島城跡」に変更されました。

これを受け、改めて史跡鹿児島城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理・調査研究・整備活用していくため、基本方針や方法、現状変更等の取扱基準、整備の方向性等の全体像を定めることとし、このたび、「史跡鹿児島城跡保存活用計画」を策定しました。

本計画の策定に当たっては、歴史、考古学、土木工学等の各分野の有識者で構成される国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議を設置し、計4回にわたり熱心な御論議をいただきました。

本計画に基づき、史跡鹿児島城跡がより一層県民の皆様に親しまれ、鹿児島県の顔となるよう、保存管理や調査研究、整備活用に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御協力いただきました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

鹿児島県知事  
塩田 康一





鹿児島城の範囲 鹿児島城下絵図屏風（玉里島津家資料）  
（鹿児島県歴史・美術センター黎明館蔵）に加筆



鹿児島城の範囲



御城山総絵図 東京大学史料編纂所蔵



山城（本丸） 土塁



本丸跡 隅欠



本丸跡 西南戦争等の銃弾痕・砲弾痕が残る石垣



## 例 言

1. 「史跡鹿児島城跡保存活用計画」（以下「本計画」という。）は、鹿児島県鹿児島市城山町及び照国町に所在する史跡鹿児島城跡の保存活用計画書である。
2. 本計画は、平成27年度に鹿児島県が作成した「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」及び令和元年度に鹿児島市が作成した「天然記念物及び史跡城山保存活用計画」を踏まえ、鹿児島県歴史・美術センター黎明館（以下「黎明館」という。）及び鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課（以下「県文化振興課」という。）が、令和6年度～令和7年度に、文化庁の「史跡等保存活用計画策定事業」及び「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」を活用して作成した。
3. 本計画は、史跡指定地の維持管理業務を担う鹿児島県及び鹿児島市の関係各課で構成される「国史跡鹿児島城跡担当者会議」による確認・合意を経て作成した。
4. 本計画の作成に当たっては、専門分野の有識者からなる「国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議」（以下「検討会議」という。）の指導を受けた。
5. 本計画策定に当たり、東京大学史料編纂所、黎明館、鹿児島県立埋蔵文化財センター、鹿児島県立図書館及び鹿児島市立美術館から古写真及び絵図等の資料の提供を受けた。
6. 本計画では、次の点から、近世島津氏の居城の名称について従来一般的に用いられてきた「鶴丸城跡」ではなく「鹿児島城跡」と記載する。
  - ・ 現在確認されている江戸時代の資料には「鹿児島城」と記載されており、「鶴丸城」の記載はみられないこと。（「鶴丸山之御城」はある。）
  - ・ 史跡の指定名称は「鹿児島城跡」であること。
7. 本計画で示す史跡鹿児島城跡の範囲は、「鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画」で示された範囲を基に、検討会議での議論を踏まえた現段階の見解に基づき作成している。そのため、今後の諸調査・研究の進展により、変更する可能性がある。
8. 本計画の編集等は、株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託して実施した。







## 史跡 鹿児島城跡保存活用計画 目次

第1章	計画策定の沿革と目的	1
第1節	計画策定の沿革	1
第2節	計画の目的	3
1	従前の計画における目的及び本計画における目的	3
2	本計画の対象範囲	4
3	本計画の対象期間	4
第3節	委員会の設置・経緯	5
1	委員会の設置	5
2	検討会議委員及び関係機関	5
3	国史跡鹿児島城跡保全整備専門家検討会議設置要綱	6
4	計画策定の経緯	7
第4節	他の計画等との関係	8
1	上位計画	10
2	関連する計画	13
第2章	史跡鹿児島城跡の概要	24
第1節	鹿児島県及び鹿児島市の位置と自然環境	24
1	沿革	24
2	位置	24
3	自然環境	27
第2節	史跡周辺の社会環境	32
1	社会環境	32
第3節	史跡周辺の歴史的環境	34
1	旧石器時代	34
2	縄文時代	34
3	弥生時代～古墳時代	34
4	古代～中世	34
5	近世～近代	34
第4節	史跡鹿児島城跡周辺の文化財	36
第5節	史跡指定に至るまでの調査成果	39
1	鹿児島県による鶴丸城跡保全整備事業開始以前の調査	39
2	鹿児島県による鶴丸城跡保全整備事業に係る調査成果	39
3	鹿児島市による調査	60
4	天然記念物城山の調査	63
第6節	史跡指定状況と経緯	65
1	指定に至る経緯	65
2	指定の状況	65

第7節	追加指定後の調査成果	69
1	令和3年度～令和5年度 鹿児島城跡石垣調査報告書	69
2	令和6年度～令和7年度 現況地形測量及び縄張調査	74
<b>第3章</b>	<b>史跡の本質的価値と構成要素</b>	<b>79</b>
第1節	史跡鹿児島城跡の本質的価値	79
1	史跡鹿児島城跡の構造的特徴	79
2	史跡鹿児島城跡の文化的様相	79
3	史跡鹿児島城跡の日本の近代化の証左	79
第2節	史跡鹿児島城跡の本質的価値に準じる価値	84
1	鹿児島城の歴史を示す文書類等（鹿児島城跡関連文書、城絵図・城下町絵図）	84
2	史跡鹿児島城跡の植生（天然記念物）	86
第3節	史跡鹿児島城跡の本質的価値以外の要素	87
1	石仏十三体、行幸記念碑や薩摩義士碑等の石碑、三公銅像等の像	87
2	史跡及び天然記念物の解説板、御楼門、石垣構造の展示物	87
3	黎明館、県立図書館等	88
4	城山展望台、市道、便益施設等	88
<b>第4章</b>	<b>現状と課題</b>	<b>91</b>
第1節	保存管理の現状と課題	91
1	従前の計画における現状と課題	91
2	現状と課題	91
3	課題の整理	93
4	指定地外の「鹿児島城」について	93
5	各構成要素別一覧表	95
第2節	活用の現状と課題	99
1	従前の計画における現状と課題	99
2	活用の現状と課題	99
3	史跡の周辺地域との連携	100
4	課題の整理	101
5	各構成要素別一覧表	102
第3節	調査の現状と課題	104
1	従前の計画における現状と課題	104
2	現状と課題	104
3	課題の整理	106

第4節	整備の現状と課題	107
1	従前の計画における現状と課題	107
2	現状と課題	107
3	課題の整理	108
4	史跡指定地外の活用及び整備について	109
5	各構成要素別一覧表	109
第5節	体制の現状と課題	112
1	維持管理等に係る行政機関等	112
2	保存修理、整備及び追加指定等のための調査機関	112
3	維持管理等及び保存修理、整備及び追加指定等に関する指導・助言機関	112
4	課題	112
第5章	大綱・基本方針	113
第1節	大綱	113
第2節	基本方針	114
1	保存管理の基本方針	114
2	活用の基本方針	114
3	調査の基本方針	114
4	整備の基本方針	114
5	運営・体制の基本方針	114
第6章	保存管理の方法	115
第1節	日常的な保存管理	115
第2節	計画的な修理の実施	115
第3節	現状変更について	115
第4節	地区区分の設定及び地区毎の現状変更取扱い基準	116
第5節	指定地外における本質的価値に関連する構成要素	119
第6節	中心市街地における景観の保全	119
第7節	構成要素ごとの保存管理方法	120
1	本質的価値の構成要素	120
2	本質的価値に準じる価値の構成要素	121
3	本質的価値以外の構成要素	121
4	指定地外における本質的価値に関連する構成要素	122
第7章	活用の方法	123
第1節	鹿児島城の本質的価値を理解するための活用	123
第2節	観光資源としての観点からの活用	123
第3節	学校教育・生涯学習・地域連携の観点からの活用	124
第4節	中心市街地における街づくりの観点からの活用	124

<b>第8章</b>	<b>調査の方法</b>	<b>125</b>
第1節	調査の方針及び主な対象	125
1	基本方針について	125
2	指定地について	125
3	石垣について	125
4	遺構及び遺物等について	125
5	資料（文献・絵図等）について	125
6	調査成果の取扱いについて	126
7	史跡鹿兒島城跡への追加指定について	126
第2節	調査の役割分担の整理	126
<b>第9章</b>	<b>整備の方法</b>	<b>127</b>
第1節	史跡整備の全体の方向性について	127
第2節	来訪者や地域住民が親しみ活用するための整備	127
1	活用のための整備	127
2	保存のための整備	128
<b>第10章</b>	<b>運営・体制の整備等</b>	<b>129</b>
第1節	運営・体制の整備方針	129
第2節	運営・体制の役割分担の整理	129
<b>第11章</b>	<b>施策の実施計画</b>	<b>130</b>
<b>第12章</b>	<b>経過観察</b>	<b>132</b>
第1節	経過観察の方向性	132
第2節	経過観察の方法	132
1	関係機関による点検	132
2	検証、評価	132
3	対策	132
<b>附編</b>		<b>135</b>
文化財保護法（抜粋）		137
文化財保護法施行令		157
官報		161